教員免許の再授与申請手続に関するフローチャート

区分	免許状に有効期限の記載	内容
新免許	有	平成21年（2009年）４月１日以降に、初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状
旧免許	無	平成21年（2009年）３月31日以前に、初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

※有効期限は、免許状又は更新講習受講後に都道府県教育委員会が発行した証明書に記載されている期限を御確認ください。

あなたの持っている免許状は、令和４年（2022年）７月１日現在有効ですか。
又は、令和４年（2022年）７月１日以降に発行された免許状をお持ちですか。

はい。

手続なく、永久免許となっています。

いいえ。有効期限を過ぎています。

あなたの持っている（いた）免許状は、「新免許」ですか。
※新免許か旧免許かは、上表で御確認ください。

はい。新免許です。

教員として働くためには、再授与（免許の再取得）の申請が必要です。

いいえ。旧免許です。

有効期限の日に、教員でしたか。（有効期限と同日に、定年又は任用期間の満了で退職した場合を含み、自己都合退職は除く。）

はい。教員でした。

教員として働くためには、再授与（免許の再取得）の申請が必要です。
なお、現在お持ちの免許状は、返納義務があります。返納していない場合は、事前に静岡県教育委員会へ連絡してください。
（menkyo@pref.shizuoka.lg.jp）

いいえ。

あなたの持っている（いた）免許状は、返納の手続を行いましたか。
（期限切れや、懲戒処分等で免許の失効通知が届き、教育委員会へ返納しましたか。）

はい。行いました。

教員として働くためには、再授与（免許の再取得）の申請が必要です。

いいえ。行っていません。

手続なく、永久免許となっています。

※免許の再授与申請書類については、静岡県教育委員会ホームページを御確認ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-060/sinseikonnkyohourei.html